

令和9年度人権施策 並びに予算に関する要望書

令和8年7月

大 阪 府
大 阪 府 市 長 会
大 阪 府 町 村 長 会

令和 8 年 7 月 3 0 日

令和 9 年度人権施策並びに予算に関する要望書

大 阪 府 知 事 吉 村 洋 文

大阪府市長会会長 濱 田 剛 史

大阪府町村長会会長 藤 原 敏 司

大阪府及び府内市町村の様々な人権問題解決のための施策の推進に、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府及び府内市町村におきましては、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、人権意識の高揚を図るための施策、人権擁護に資する施策を推進しています。

しかしながら、人権を取り巻く状況は、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等への様々な差別や人権侵害、同和問題、ヘイトスピーチ、インターネット上での人権侵害等、大変厳しい状況にあります。

今後とも、大阪府及び府内市町村は連携しながら更なる人権施策の充実を図ってまいりますが、人権問題の早期かつ根本的な解決のためには、国における施策の充実や必要な財源の確保などが不可欠です。

については、本要望書に記載の要望内容について適切な措置を講じられるようお願い申し上げます。

目 次

内 閣 府	1
総 務 省	2
法 務 省	5
財 務 省.....	1 0
文 部 科 学 省	1 1
厚 生 労 働 省	1 3
経 済 産 業 省	1 8
国 土 交 通 省	2 0
警 察 庁	2 2
個 人 情 報 保 護 委 員 会	2 3
こ ど も 家 庭 庁	2 4

内 閣 府

1 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置の促進について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されています。

また、令和6年4月1日の法改正において、現行法の保護命令の対象が拡大され、配偶者暴力相談支援センターの役割がますます大きくなります。そのため、被害者の最も身近な相談窓口として、適切な支援を行えるよう、市町村での配偶者暴力相談支援センターの設置を促進する必要があります。

市町村において支援センターを早期設置できるよう、市町村に対して専門職員の配置に向けた支援や必要な財政措置を講じてください。

総 務 省

1 インターネットを悪用した差別行為の防止について

インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害など、様々な人権侵害が発生しています。

また、採用選考におけるSNS調査が企業からの依頼で調査会社において行われているとの報道があり、これらの調査は公正な採用選考に影響を及ぼすとともに差別につながる身元調査が行われることも懸念されます。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法（以下「法」という。）が施行され、大規模プラットフォーム事業者（以下「大規模事業者」という。）に対し、被害者から削除の申出があったインターネット上の違法・有害情報への対応の迅速化、運用状況の透明化の具体的な措置が義務付けられました。

SNSを運営する大規模事業者が公表した法に基づく令和7年度の対応状況では、利用者からの申請を受けた削除率はいずれも50%未満であり、なかには10%に満たない大規模事業者もあります。法で規定されている取組を遵守するとともに、法に基づく削除対応の実効性を一層高めるため、大規模事業者に対し、利用者からの申出に対する削除判断の迅速化、審査体制の強化、判断基準の明確化等、被害者の救済がより確実に図られるよう、大規模事業者への継続的な働きかけを行ってください。

今回の法改正で定められた侵害情報の削除対応をより実効性のあるものとするため、行政からの要請が膨大な一般通報に埋没することなく、法に基づく削除要請と同等に、迅速かつ組織的な判断・処理がなされるよう、新たに被侵害者用とは別の「公的機関専用フォーム」の設置を大規模事業者に義務付けてください。

さらに、ガイドラインに示されている「アカウントを保持しない利用者からの削除要請受理」については、全ての大規模事業者が遵守するよう指導を徹底してください。

一方、法第24条で選任が義務付けられる「侵害情報調査専門員」については、役務ごとに1名という一律の要件でなく、役務の規模等に応じた適正な人員数を確保できるよう、省令で規定してください。あわせて、専門員の要件として「同和問題をはじめとする種々の人権課題や差別問題、誹謗中傷等に関する知識を有する者」であることをガイドラインに明記してください。

また、法第26条ガイドラインにおいては、衆参両院の附帯決議を踏まえた偽・誤情報への対応についても明記するとともに、大規模事業者が削除判断を的確かつ迅速に行うため、対象となる表現を具体的かつ詳細に例示してください。

加えて、法律知識を有しない一般利用者であっても、被害情報を正確かつ容易に申告できる削除要請プロセスの構築をしていただくとともに、自治体からの必要不可欠な意見・要望

については、大規模事業者が真摯に受け止める仕組みを整備していただくよう、大規模事業者に働きかけを行ってください。

さらに、インターネット上の誹謗中傷は、プラットフォーム事業者が管理するサイト等の規模の大小に関係なく行われる行為であり、本規定の対象とならない中小のプラットフォーム事業者等においても権利侵害への対処が適切に行われるよう、法改正を含め必要な施策を講じてください。

人権侵害情報の削除について、依然として、発信者・コンテンツプロバイダの自主的な判断や司法判断に委ねられており、早期削除を願う被害者にとっては必ずしも十分な状況ではありません。

そこで、プラットフォーム事業者等が人権擁護機関からの削除要請に応じた場合に賠償責任を免責する旨を法に規定するとともに、いわゆる同和地区の所在地情報の流布やヘイトスピーチ等極めて悪質と判断される情報に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングが実施できるよう制度整備を行ってください。

また、表現の自由の制限の在り方や具体的な対処方策についての検討をはじめ、迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置してください。

これまで以上に総務省と法務省との連携を深め、差別行為の防止のために必要な法的措置を講じるなど、被害者の負担軽減に向けた取組を更に進めてください。

2 本人通知制度等による住民票の写し等の不正請求の防止対策について

住民票の写し等の不正取得を防止するため、平成20年5月に改正住民基本台帳法が施行されましたが、その後も平成23年には愛知県の行政書士等、平成27年には東京都の司法書士、令和3年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

このように、第三者請求の規定を悪用した特定事務受任者による不正請求が度々起きており、被交付請求者の個人情報に関わる権利が侵害されています。そのため、不正請求の更なる抑止や個人情報保護の徹底のための制度充実、取組の強化が求められています。

さらに、改正個人情報保護法が施行され、行政機関の保有する個人情報の漏えい等があった場合における被害者本人への通知が義務付けられるなど、個人情報の取扱いに関し、個人の権利保護が強く求められるようになっていきます。

大阪府では、不正請求を防止するため、住民票の写し等の交付事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度（事前登録制）を大阪府内全ての市町村で導入しています。前述の愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、本制度は不正請求の抑止効果が認められます。

他方で、市町村からは、団体間で制度（通知内容、請求者情報の開示等）が異なることや、法律に根拠が規定されていないことによる制度運用の難しさ等についての意見が出ています。

また、他の都道府県では、本人通知制度を導入していない市町村が多数存在しており、他の都道府県に本籍地を置いている場合は、不正請求されても本人に通知されず、抑止効果は限定的です。

このため、統一的な実施ができるよう、あわせて、個人情報の取扱いに対する本人の関与の重要性に鑑み、個人が予期しないような不当な個人情報の取扱いを防ぐ観点からも、本人通知制度の法制化を行い、全国全ての市町村で導入し、抑止効果を高める必要があります。

つきましては、正当な理由をもって住民票の写し等の交付を受ける者への影響を調べるための特定事務受任者（８士業）の団体へのヒアリング、正当な理由によって交付を受けた第三者の利益に配慮した在り方など、本人通知制度の法制化についての課題に対する解決策の具体的検討を早期に進めてください。

また、法制化を求める市町村もあることから、市町村の実態把握は必要不可欠であり、法制化に対する考え方や問題点の把握など、市町村への実態調査も実施してください。

法 務 省

1 インターネットを悪用した差別行為の防止について

インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害など、様々な人権侵害が発生しています。

また、採用選考におけるSNS調査が企業からの依頼で調査会社において行われているとの報道があり、これらの調査は公正な採用選考に影響を及ぼすとともに差別につながる身元調査が行われることも懸念されます。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法（以下「法」という。）が施行され、大規模プラットフォーム事業者（以下「大規模事業者」という。）に対し、被害者から削除の申出があったインターネット上の違法・有害情報への対応の迅速化、運用状況の透明化の具体的な措置が義務付けられました。

SNSを運営する大規模事業者が公表した法に基づく令和7年度の対応状況では、利用者からの申請を受けた削除率はいずれも50%未満であり、なかには10%に満たない大規模事業者もあります。法で規定されている取組を遵守するとともに、法に基づく削除対応の実効性を一層高めるため、大規模事業者に対し、利用者からの申出に対する削除判断の迅速化、審査体制の強化、判断基準の明確化等、被害者の救済がより確実に図られるよう、大規模事業者への継続的な働きかけを行ってください。

今回の法改正で定められた侵害情報の削除対応をより実効性のあるものとするため、行政からの要請が膨大な一般通報に埋没することなく、法に基づく削除要請と同等に、迅速かつ組織的な判断・処理がなされるよう、新たに被侵害者用とは別の「公的機関専用フォーム」の設置を大規模事業者に義務付けてください。

さらに、ガイドラインに示されている「アカウントを保持しない利用者からの削除要請受理」については、全ての大規模事業者が遵守するよう指導を徹底してください。

一方、法第24条で選任が義務付けられる「侵害情報調査専門員」については、役務ごとに1名という一律の要件でなく、役務の規模等に応じた適正な人員数を確保できるよう、省令で規定してください。あわせて、専門員の要件として「同和問題をはじめとする種々の人権課題や差別問題、誹謗中傷等に関する知識を有する者」であることをガイドラインに明記してください。

また、法第26条ガイドラインにおいては、衆参両院の附帯決議を踏まえた偽・誤情報への対応についても明記するとともに、大規模事業者が削除判断を的確かつ迅速に行うため、対象となる表現を具体的かつ詳細に例示してください。

加えて、法律知識を有しない一般利用者であっても、被害情報を正確かつ容易に申告できる削除要請プロセスの構築をしていただくとともに、自治体からの必要不可欠な意見・要望

については、大規模事業者が真摯に受け止める仕組みを整備していただくよう、大規模事業者に働きかけを行ってください。

さらに、インターネット上の誹謗中傷は、プラットフォーム事業者が管理するサイト等の規模の大小に関係なく行われる行為であり、本規定の対象とならない中小のプラットフォーム事業者等においても権利侵害への対処が適切に行われるよう、法改正を含め必要な施策を講じてください。

人権侵害情報の削除について、依然として、発信者・コンテンツプロバイダの自主的な判断や司法判断に委ねられており、早期削除を願う被害者にとっては必ずしも十分な状況ではありません。

そこで、プラットフォーム事業者等が人権擁護機関からの削除要請に応じた場合に賠償責任を免責する旨を法に規定するとともに、いわゆる同和地区の所在地情報の流布やヘイトスピーチ等極めて悪質と判断される情報に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングが実施できるよう制度整備を行ってください。

また、表現の自由の制限の在り方や具体的な対処方策についての検討をはじめ、迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置してください。

これまで以上に総務省と法務省との連携を深め、差別行為の防止のために必要な法的措置を講じるなど、被害者の負担軽減に向けた取組を更に進めてください。

2 本人通知制度等による戸籍謄本等の不正請求の防止対策について

戸籍謄本等の不正取得を防止するため、平成20年5月に改正戸籍法が施行されましたが、その後も平成23年には愛知県の行政書士等、平成27年には東京都の司法書士、令和3年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

このように、第三者請求の規定を悪用した特定事務受任者による不正請求が度々起きており、被交付請求者の個人情報に関わる権利が侵害されています。そのため、不正請求の更なる抑止や個人情報保護の徹底のための制度充実、取組の強化が求められています。

さらに、改正個人情報保護法が施行され、行政機関の保有する個人情報の漏えい等があった場合における被害者本人への通知が義務付けられるなど、個人情報の取扱いに関し、個人の権利保護が強く求められるようになっていきます。

大阪府では、不正請求を防止するため、戸籍謄本等の交付事実を被交付請求者へ通知する本人通知制度（事前登録制）を大阪府内全ての市町村で導入しています。前述の愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、本制度が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、本制度は不正請求の抑止効果が認められます。

他方で、市町村からは、団体間で制度（通知内容、請求者情報の開示等）が異なることや、法律に根拠が規定されていないことによる制度運用の難しさ等についての意見が出ています。

また、他の都道府県では、本人通知制度を導入していない市町村が多数存在しており、他の都道府県に本籍地を置いている場合は、不正請求されても本人に通知されず、抑止効果

は限定的です。

このため、統一的な実施ができるよう、あわせて、個人情報の取扱いに対する本人の関与の重要性に鑑み、個人が予期しないような不当な個人情報の取扱いを防ぐ観点からも、本人通知制度の法制化を行い、全国全ての市町村で導入し、抑止効果を高めることが必要です。

つきましては、全市町村を対象とする実態調査に加えて、正当な理由をもって戸籍謄本等の交付を受ける者への影響を調べるための特定事務受任者（８士業）の団体へのヒアリング、正当な理由によって交付を受けた第三者の利益に配慮した在り方など、本人通知制度の法制化についての課題に対する解決策の具体的検討を早期に進めてください。

さらに、法務省が進める「職務上請求システム」の共通化が、市町村における不正請求防止対策の強化に資するものとなるよう、システム構築を担う士業者団体を含め、市町村との十分な意見交換を行うとともに、関係省庁とも連携し、市町村がシステムを導入することにより生じる財政負担への支援や適切な運用の在り方について検討するなど、不正請求防止対策の強化に向けた取組を推進してください。

3 人権救済等に関する法制度の確立について

児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや配偶者等への暴力等のほか、インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。

また、平成２８年４月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。

このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。

4 「部落差別解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、地方公共団体が施策を実施するために必要な財政措置を講じてください。

法第６条に基づき実施された部落差別の実態に係る調査については、令和２年６月に結果が公表されたが、調査結果を踏まえた相談体制の充実及び教育・啓発を始めとする部落差別の解消に向けた施策の実施に際し、地方公共団体が行う取組への必要な財政措置を講じてください。

5 性的マイノリティの人権問題に関する国の施策等について

大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元年１０月に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定し、性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び

理解を深める教育や啓発を行うとともに、性的マイノリティ当事者や家族等の関係者への相談に取り組んでいます。

また、性的マイノリティ当事者の方が安心して暮らせるよう、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を令和2年1月から開始しました。本制度について、転居時に伴う手続の負担軽減を図るため、令和4年9月より同様の制度を実施している府内自治体と連携し、令和6年11月からは、連携自治体の範囲を更に拡大しており、令和8年7月現在では297の自治体と連携しています。府内市町村においても、地域の実情に応じた様々な取組を行っていますが、地方公共団体の取組だけでは限界があります。

貴省においては、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざすため、性的マイノリティに関する特設サイトの開設や人権相談等に引き続き取り組んでいただくとともに、令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨に鑑み、教育・啓発等の取組を一層進めてください。

あわせて、地方公共団体が施策をより一層充実するために必要な財政措置を講じてください。

また、性的マイノリティのパートナー同士が家族と同様に認められるよう、各種制度の整備を各省庁へ積極的に働きかけてください。

6 差別につながる土地調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では、平成23年10月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体への教育啓発をより一層強化するため、必要な財政措置を講じるなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

7 ヘイトスピーチに対する取組の充実強化について

平成28年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の趣旨を踏まえ、国において、法に基づく国の責務を踏まえた対策を引き続き講じるとともに、地方公共団体における取組に必要な財政措置等を講じてください。

とりわけ、インターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為の解消に向け、記事の削除など、より実効性ある制度の早期確立と積極的な周知を図り、地方公共団体が果たすべき役割を着実に実行できるよう、必要かつ十分な予算措置を講じてくだ

さい。

8 人権教育・啓発に関する施策の推進及び人権啓発活動地方委託事業の執行要件の見直し等について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、着実かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策の推進に努めてください。その際には、内閣府、文部科学省等とも連携し、具体的な差別事象を踏まえた実効性のあるものとなるようにしてください。

また、人権啓発活動地方委託事業については、地域の実情に応じたきめ細かい啓発活動ができるよう、地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実を図るとともに、事業の実施に当たっては、地方公共団体においてより効果的かつ柔軟な啓発活動ができるよう、執行要件の見直しの措置を講じてください。

9 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について

我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図るべく、出入国管理及び難民認定法附則に定められている在留管理の在り方の検討について、人権の観点を踏まえ早急に進めてください。

財 務 省

1 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年には愛知県の行政書士等、平成27年には東京都の司法書士、令和3年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

特に前述の愛知県の事件では、逮捕された法務事務所経営者の顧問税理士の関与も明らかになっております。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な取組を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

文 部 科 学 省

1 大学生等の就職に係る公正な採用選考の取組について

大阪府では、府内の大学、短期大学、高等専門学校就職業務担当で構成する「大阪府内大学等就職問題連絡協議会（大就連）」を中心に、公正な採用選考の実現に向け、ポスターの掲示やリーフレットの配布など、大学生等への啓発を行うとともに、企業等に対する要請活動を行っています。

大就連においても、問題事象の把握等に努めていますが、違反質問があった場合の相談件数が少なく実態と乖離しているとの指摘もあります。こうした中、令和6年度から、厚生労働省と連携して、大学生等へ公正な採用選考に関する周知・啓発を目的としたアンケート調査を実施されましたが、調査結果を公表するとともに、公正採用の認識がより一層深まるよう、その調査結果も踏まえ、引き続き、求職者・学生に周知・啓発に取り組んでください。

また、大学生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていることから、ナビサイト運営会社を傘下に持つ業界団体等へ、公正な採用選考の実施について厚生労働省と連携して引き続き要請を行ってください。

さらに、大学生等に対して発生した問題事象については、厚生労働省と連携し、個別の大学等に対する側面援助・啓発を行うなど、今後の問題発生を抑制するための取組を講じてください。

あわせて、報道等で明らかになった就職活動中の大学生らが匿名で使うSNSアカウントを特定し、調べる、いわゆる「SNS（裏アカウント）調査」は、就職差別につながるおそれがあることから、厚生労働省と連携し、実態把握に努めてください。

また、SNS調査への注意喚起や啓発内容は、全国統一的なメッセージが必要かつ効果的であることから、基本的な内容を示すとともに、求職者・学生に対し、啓発してください。

2 様々な人権問題の解決に向けた教育施策の充実について

大学においては、様々な人権問題の解決に向けた人権教育に係る講座、科目を設置し、積極的に実施するよう指導するとともに、特に教員養成機関においては必修としてください。

具体的には、大学の教職課程上の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「人権教育の方法及び技術に関連する内容」を位置付け、当該内容の講座開設を大学の任意の判断ではなく、国として必修化してください。

3 人権教育を担う人材の養成のための高等教育機関の設置について

人権教育を体系的・計画的に推進していくためには、様々なレベルの指導者の養成が必要となりますが、とりわけ、人権研修・啓発のプランナーやそれらを養成する指導者、専門的な研究を行う指導者の養成機関として、夜間大学院（大学院大学）など、社会人の再教育も視野に入れた高等教育機関の設置に向けて、有効な取組が進められるよう適切な措置をお願いします。

また、高等教育機関において専門的・分野横断的で学術的・実践的な人権教育に係る研究等が可能となるよう、積極的に取り組んでください。

厚生労働省

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行に伴う体制整備について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）が令和6年4月1日より施行されました。

法では、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を対象とし、その発見に努め、相談に応じ、社会資源の活用等により支援を行う者として女性相談支援員が位置づけられています。

複雑で多様な課題を抱えた女性を支援していく上で、女性相談支援員の役割は非常に重要であると考えますが、その配置に関して都道府県は必置ですが、市町村においては努力義務とされています。

また、配置されている女性相談支援員の多くは非常勤職員であり、安定した相談体制の構築を図るためには常勤職員の配置も必要であると考えますので、女性相談支援員の配置義務化及び常勤化等にかかる財政措置の拡充等、必要な措置を講じてください。

さらに、補助の対象について、共済費、旅費といった配置促進に係る費用を広く対象としてください。

加えて、女性相談支援員の育成及び資質向上を目的とした研修について、国の責任において実施してください。

2 日常生活自立支援事業における財政措置の充実等について

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者の増加などニーズの増大や多様化の状況並びに意思決定支援として重要なサービスです。

専門的な人材確保のための国庫負担基準の引き上げをはじめ、なかでも対応に時間を要する精神障がい者への支援に加算を設けることや住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料一部免除時の当該免除利用料を補助対象にするなど、必要な財政措置を講じてください。（調査結果①、②参考）

あわせて、金融機関の理解不足から生じる課題を解消し、事業を円滑に推進するため、本事業の利用者の実態を踏まえた配慮など、金融機関等関係者への理解促進等、環境整備に取り組んでください。（調査結果③参考）

さらに、今後、拡充・発展させる新たな事業の導入に当たり、セーフティネットとしての役割を発揮できるよう、サービスの利用時に待機者が発生しているなどの本事業の課題を把握した上で、国・地方自治体における財政負担の在り方を明確にいただき、円滑かつ持続可能な制度運営となるよう、抜本的に見直してください。また、見直しに当たっては、都道府県の意見を求めるとともに、国の基準に対する考え方を速やかに明示してください。

【参考】日常生活自立支援事業に係る市町村社会福祉協議会への調査結果

- ①認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の一人当たりの支援回数を比較したところ、認知症高齢者 2.12 回、知的障がい者 2.63 回、精神障がい者 2.95 回と、精神障がい者への一人当たりの支援回数が最も多いこと。
- ②業務範囲外支援に占める支援計画外支援回数の割合が認知症高齢者において、88%と最も高いこと。
- ③普段やり取りしているのにも関わらず、事業に理解のない金融機関が府内で 65 機関あり、やり取りしている金融機関に占める割合が 19.2%であること。
事業に理解のない例としては、預金の引き出しの際に、寝たきりの方でサービス利用されている方を窓口に来てくるよう求めるなどが挙げられます。

3 大学生等の就職に係る公正な採用選考の取組について

大阪府では、府内の大学、短期大学、高等専門学校就職業務担当者と構成する「大阪府内大学等就職問題連絡協議会（大就連）」を中心に、公正な採用選考の実現に向け、ポスターの掲示やリーフレットの配布など、大学生等への啓発を行うとともに、企業等に対する要請活動を行っています。

大就連においても、問題事象の把握等に努めていますが、違反質問があった場合の相談件数が少なく実態と乖離しているとの指摘もあります。こうした中、令和 6 年度から、文部科学省と連携して、大学生等へ公正な採用選考に関する周知・啓発を目的としたアンケート調査を実施されましたが、調査結果を公表するとともに、公正採用の認識がより一層深まるよう、その調査結果も踏まえ、引き続き、求職者・学生に周知・啓発に取り組んでください。

また、大学生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていることから、ナビサイト運営会社を傘下に持つ業界団体等へ、公正な採用選考の実施について引き続き要請を行ってください。

さらに、ナビサイト事業者に対しても直接、公正な採用選考に反する設問の設定や個人情報取扱いの不適切な取扱いが行われることがないよう、啓発を行うとともに、ナビサイト事業者自身が「サイトを利用する企業」や大学生等に対して「公正な採用選考の考え方」などをサイト内で啓発するよう、継続的に要請を行ってください。

あわせて、報道等で明らかになった就職活動中の大学生らが匿名で使う SNS アカウントを特定し、調べる、いわゆる「SNS（裏アカウント）調査」は、就職差別につながるおそれがあることから、次の対策を講じてください。

- (1) 求職者の個人情報の収集や第三者提供に係る同意の取り方などを定めたガイドラインを作成するとともに、「SNS（裏アカウント）調査」における禁止事項等は法令等で定めてください。
- (2) ガイドライン等の策定に当たっては、その実態把握に努めるとともに、問題事象を把握した場合には、法令等に基づき適切に対応してください。

(3) 令和6年度から開始された「公正な採用選考に係るアンケート調査」については、啓発だけではなく、企業等における今後の再発防止に活用できるよう、調査項目を検討してください。

(4) 「SNS（裏アカウント）調査」への注意喚起や啓発内容は、全国統一的なメッセージが必要かつ効果的であることから、基本的な内容を示すとともに、企業や求職者・学生に対し、啓発してください。

なお、雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するため、ILO第111号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるとともに、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身又は社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など、必要な措置を講じてください。

4 障がい者等に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実について

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第20条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

このため、身体障がい者及び知的障がい者を対象とした鉄道運賃の割引制度は全ての鉄道事業者が導入しています。精神障がい者については一部事業者にとどまっていましたが、令和7年4月1日から、JR6社と大手私鉄16社等において精神障がい者割引が導入されたところです。

しかしながら、精神障がい者割引の対象は1級及び小児、介護者のみとなっているため、小児を除く2級、3級の精神障がい者についても、精神障がい者割引が導入されるよう、必要な措置を講じてください。

また、難病患者においても、難病受給者証のみで割引を受けられる鉄道は一部事業者に限られているため、事業者の拡大を図ってください。

さらに、鉄道以外の公共交通機関においては、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者や身体障害者手帳を持たない難病患者についても、依然として多くの事業者で割引の対象外とされているため、割引の対象となるよう、働きかけてください。

障害者基本法において、難病等に起因する障害が含まれることを明確化する観点から、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とし、障害者の定義を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされていることに即した割引内容とする必要があると考えられます。

なお、身体障がい者及び知的障がい者についても多くの公共交通機関の運賃割引において障がい等級により割引内容が異なっています。

J Rを始めとする公共交通機関に対し、障がい種別や障がい程度に関わらず全ての障がい者に対し最大限の運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置（財政的援助を含む）を講じてください。

5 就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築について

令和8年度「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」においては、令和7年度「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の支援対象同様、社会参加や就労支援等を必要とする者、孤独・孤立の状態にある者等についても支援対象となる旨が明記されました。

しかしながら、就職氷河期世代を含む中高年層に限らず、働く意欲は高いものの、就労に当たり様々な課題を抱えている各世代の方々に対する雇用・就労支援施策についても、都道府県や市町村の実情に応じた雇用・就労支援施策が継続的に実施できるよう、予算措置等を含めた方策を講じてください。

また、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援に当たっては、個人の状況に応じた多様な支援が必要であり、企業に対しても雇用環境整備等の支援の仕組みが必要となってくることから、就労支援機能の強化・体制整備等の必要な財政措置を講じてください。

6 隣保館における財政措置等の充実について

隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権尊重の「コミュニティづくり」を進める拠点として、人権課題解決のための各種事業を市町の実情に沿って今後とも総合的に実施できるよう財政措置を充実するとともに、隣保館が地域に開かれたコミュニティセンターとして各種の相談事業等を実施するに当たり、各市町が地域の実情に即した対応を行うための体制整備や運営方式（指定管理者制度導入施設における非公務員館長の場合及び役所本庁と隣保館館長の兼務についても補助金対象とすること等を含め）を柔軟に選択できる制度見直しを講じてください。

また、地方改善施設整備事業についても、特に耐震化やバリアフリー化が喫緊の課題であることから、十分な財政措置を講じるとともに、工期が複数年に及ぶ事業についても、補助対象とするよう制度の見直しを講じてください。

7 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく施策の実施について

ハンセン病回復者及びその家族が、地域社会から孤立することなく、良好でかつ平穏な生活を営むことができるよう、①ハンセン病問題に関する啓発、②ハンセン病療養所入所者の社会復帰及び療養所退所者に対する社会生活支援の充実に向けて、引き続き国が自ら取り組むとともに、これらの事業を実施する地方公共団体が、継続して取り組むことができるよう必要な財政措置等を講じてください。

8 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年には愛知県の行政書士等、平成27年には東京都の司法書士、令和3年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な取組を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

経 済 産 業 省

1 インターネットを悪用した差別行為の防止について

インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害など、様々な人権侵害が発生しています。

また、採用選考におけるSNS調査が企業からの依頼で調査会社において行われているとの報道があり、これらの調査は公正な採用選考に影響を及ぼすとともに差別につながる身元調査が行われることも懸念されます。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対し、被害者から削除の申出があったインターネット上の違法・有害情報への対応の迅速化、運用状況の透明化の具体的な措置が義務付けられるなど、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられます。

しかし、海外のサーバから直接情報を発信するケースなど、現行法等では有効な手段が取れない状況を踏まえ、引き続き、事業者の自主的なルール作りや利用者の情報モラルの啓発支援等、インターネットの健全な利用促進に向けた取組を講じてください。

2 差別につながる土地調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では、平成23年10月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体に対し、教育啓発をより一層強化するなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

3 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年には愛知県の行政書士等、平成２７年には東京都の司法書士、令和３年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な取組を引き続き講じてください。

国 土 交 通 省

1 障がい者等に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実について

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第20条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

このため、身体障がい者及び知的障がい者を対象とした鉄道運賃の割引制度は全ての鉄道事業者が導入しています。精神障がい者については一部事業者にとどまっていますが、令和7年4月1日から、JR6社と大手私鉄16社等において精神障がい者割引が導入されたところです。

しかしながら、精神障がい者割引の対象は1級及び小児、介護者のみとなっているため、小児を除く2級、3級の精神障がい者についても、精神障がい者割引が導入されるよう、必要な措置を講じてください。

また、難病患者においても、難病受給者証のみで割引を受けられる鉄道は一部事業者に限られているため、事業者の拡大を図ってください。

さらに、鉄道以外の公共交通機関においては、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者や身体障害者手帳を持たない難病患者についても、依然として多くの事業者で割引の対象外とされているため、割引の対象となるよう、働きかけてください。

障害者基本法において、難病等に起因する障害が含まれることを明確化する観点から、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とし、障害者の定義を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされていることに即した割引内容とする必要があると考えられます。

なお、身体障がい者及び知的障がい者についても多くの公共交通機関の運賃割引において障がい等級により割引内容が異なっています。

JRを始めとする公共交通機関に対し、障がい種別や障がい程度に関わらず全ての障がい者に対し最大限の運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置（財政的援助を含む）を講じてください。

2 差別につながる土地調査及び宅地建物取引の場における人権問題への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制

するため、大阪府では、平成23年10月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、再発防止に向け、関係省庁と連携して関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な取組を講じてください。

宅地建物取引業務に関連しては、同和地区に関する情報の収集や報告、インターネットやSNS等で部落差別の助長につながる情報の掲載等の差別事象が発生していることから、関係省庁と連携し、再発防止に向けた取組をより一層強化してください。

さらに、国においては、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国総動第3号）において「人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、宅地建物取引業者に対する周知徹底及び指導を行う必要がある」とされています。「部落差別の解消の推進に関する法律」や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を踏まえて、具体的な周知徹底及び指導を行ってください。

とりわけ、賃貸住宅に係るインターネット上の物件情報において、「外国人やLGBTQ等の入居不可」等の不適切な記載があることから、そのような入居差別を防止するため、具体的な対策を実施してください。

3 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年には愛知県の行政書士等、平成27年には東京都の司法書士、令和3年には栃木県の行政書士による不正請求事件等が全国的に発覚しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な取組を引き続き講じてください。

警 察 庁

1 インターネット上の人権侵害対策取組の強化について

インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害など、様々な人権侵害が発生しています。

また、採用選考におけるSNS調査が企業からの依頼で調査会社において行われているとの報道があり、これらの調査は公正な採用選考に影響を及ぼすとともに差別につながる身元調査が行われることも懸念されます。

このような状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、プロバイダや、ポータルサイトを運営する企業等への対応依頼や関係機関等への情報提供など、インターネット・ホットラインセンターによる取組を推進してください。

さらに、侮辱罪の法定刑が引き上げられたところであり、今後、更なる適切な運用が図られるとともに、インターネット上で侮辱や名誉毀損等の被害にあわれた方からの相談等に対しては、住民に身近な警察署での取組を推進してください。

個人情報保護委員会

1 個人情報の保護に関する法律における要配慮個人情報の取扱いについて

「旧同和対策事業対象地域の所在地名」については、住民票その他と結合することにより、特定個人が旧同和対策事業対象地域の出身者であることが判明し、不当な社会的差別の原因となるおそれがあることから、取扱いに特に配慮を要するものとして、大阪府としては、これまで当該情報を要配慮個人情報として取り扱ってきました。

令和5年4月1日に、改正後の個人情報の保護に関する法律が施行され、同法に基づくルールが全国一律に適用されましたが、「旧同和対策事業対象地域の所在地名」は、個人情報には該当せず、同法で規定する要配慮個人情報には含まれないとの見解が示されています。

また、法改正後は、条例で規定できる条例要配慮個人情報は、同法の内容を超えて定めることができないため、当該情報を条例要配慮個人情報として定めることはできないとされています。

「旧同和対策事業対象地域の所在地名」が流布されることで、社会的差別が行われることのないよう、法体系の下で全国一律の対応として、個人情報の保護に関する法律の要配慮個人情報の定義に「旧同和対策事業対象地域の所在地名」を含めてください。

こども家庭庁

1 ひとり親家庭等の自立支援策の充実について

ひとり親家庭等の自立を支援するため、今後展開されるひとり親家庭等対策については、その生活実態を踏まえた、真に実効性ある施策を講じる必要があります。市及び福祉事務所設置町におけるひとり親家庭等福祉施策の取組が地域格差を生じることなく推進されるよう、母子・父子自立支援員及び母子・父子自立支援プログラム策定員にかかる人件費等事業実施に必要な財源を十分確保し、現況以上に地方へ負担を求めることのないよう配慮してください。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、事業者への積極的な働きかけや必要な財政措置を講じてください。